

4 行為許可及び公園事業等の取扱いに関する事項

(1) 行為許可の取扱いに関する事項

特別地域に係る取扱いについては、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準（以下「許可基準」という。））、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方針について（平成12年8月7日付環自国第448-3号自然環境局長通知）」（以下「細部解釈等」という。）及び「国立公園の許可、届出等の取扱要領の全部改正について（平成17年10月3日付環自国発第051003001号自然環境局長通知）」（以下「許可、届出等取扱要領」という。）によるほか、下記の行為許可の取扱いに関する事項による。

なお、普通地域に関して、要届出行為については、「許可、届出等取扱要領」及び「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について（平成13年5月28日付環自国第212号自然環境局長通知）」（以下「普通地域内処理基準」という。）による。

行為の種類	行為許可の取扱いに関する事項
<p>1. 工作物の新築、改築又は増築 (1) 建築物</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>建築物の新築、改築又は増築に当たっては、周囲の風致に調和した色彩を用いるとともに、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないように指導する。また、貴重な野生動植物の生息・生育地内での行為は極力避けるとともに、やむを得ず生息・生育地内で行う場合は、その分断等、行為による影響を考慮し、代替措置を講ずるよう指導する。</p> <p>2. 具体的な取扱方針</p> <p>建築物の新築、改築又は増築に当たっては、周辺の自然景観及び人文景観を損なうことがないように以下の要件に適合するものであること。</p> <p>①屋根の形態</p> <p>屋根の形態は、切妻、寄棟又は入母屋型の勾配屋根とし、屋根勾配は10分の3以上、10分の7.5未満であること。ただし、母屋付帯の車庫、倉庫等の小規模な建築物及び農林水産業用の小規模な建築物にあつては、この限りでない。</p> <p>②屋根の色彩</p> <p>焦げ茶色、黒色又は暗灰色のものであること。</p> <p>銅板葺、自然材料を使用した屋根とする場合は、素材色であること。</p> <p>③外壁の色彩</p> <p>茶系、灰色系又はベージュ系色であること。</p> <p>木材等を使用する場合は素材色であること。</p> <p>3. その他指導の留意点</p> <p>①屋根の形態</p> <p>母屋付帯の車庫、倉庫等の小規模な建築物及び農林水産業用の小規模な建築物であっても、可能な限り勾配屋根にするよう指導する。</p> <p>②修景緑化方法</p> <p>「5 その他管理計画作成の目的を達成するために必要な事項（2）②」の修景緑化指針によるよう指導する。</p>

③その他

工事の施行により発生した残土は、国立公園外に搬出し、適切に処理するよう指導する。ただし、国立公園内において許認可を受けて行われる他の工事に流用する場合には、この限りでない。

(2) 道路

1. 基本方針

車道の路線の選定に当たっては、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないように指導する。また、貴重な野生動植物の生息・生育地内での行為は極力避けるとともに、やむを得ず生息・生育地内を通過する場合は、その分断等、行為による影響を考慮し、代替措置を講ずるよう指導する。

2. 具体的な取扱方針

道路の新築、改築又は増築に当たっては、周辺の自然景観及び人文景観を損なうことがないよう以下の要件に適合するものであること。

①法面の処理

道路法面の処理に当たっては、緑化を行うものであること。法面の処理に伴う緑化に当たっては、「5 その他管理計画の目的を達成するために必要な事項(2)②」の修景緑化指針によるよう指導する。

ただし、緑化のみでは交通安全上又は防災上の安全性が確保できない場合は、以下のいずれかに該当すること。

ア 擁壁工、法枠工等の緑化基礎工と併用するものであること。

イ モルタル吹付けを使用する場合は、風致に配慮した着色セメントの使用、又はツル性植物等により緑化を行うものであること。(ただし、公園利用施設から望見されない場合に限る。)

②落石防護柵及び落石防護ネットの色彩

灰色又は焦げ茶色のものであること。

③擁壁

現地自然石と同種の自然石による石積み仕上げ、自然石を模した化粧型枠仕上げ、又はセメントの明度を下げた工法等により風致上の支障の軽減を図ったものであること。

ただし、公園利用施設(展望施設、休憩所、ベンチ、園路及び広場等)から望見されない場所にあつては、この限りでない。

④交通安全柵

交通安全上の問題がない限りガードケーブルとし、色彩は灰色(亜鉛メッキ仕上げを含む。)であること。ガードレールを使用する場合は、灰色又は焦げ茶色であること。ただし、公園利用施設から望見されない場所及び路上からの風致に配慮する必要のない場所にあつては、この限りでない。

⑤付帯施設の取扱

ア 建築物の意匠、色彩は、1.の(1)に準ずるものであること。

イ 広告物等の掲出、設置又は表示を行う場合は、周辺の風致と調和し、規模を必要最小限のものとし、意匠、色彩は3.の2に準ずるものであること。

⑥廃道敷及び工事跡地の整理

道路改良等に伴い生じた廃道敷及び工事跡地は、待避所等に活用される場合を除き、可能な限り修景緑化を行うものであること。ただし、公園利用施設から望見されない場合

行為の種類	行為許可の取扱いに関する事項
	<p>及び路上からの風致に配慮する必要のない場合は、この限りではない。</p> <p>⑦残土処理方法 工事の施工により発生した残土は、国立公園外に搬出し、適切に処理するものであること。ただし、国立公園内において許認可を受けて行われる他の工事に流用する場合には、この限りでない。</p> <p>3. その他指導の留意点</p> <p>①廃道敷及び工事跡地の整理 公園利用施設から望見されない場合及び路上からの風致に配慮する必要のない場合は、可能な限り緑化を行うよう指導する。</p> <p>②付帯施設の取扱い 道路の付帯施設である園地、休憩所、展望施設、駐車場及びトイレ等は必要最小限とし、設置する場合は、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しく支障を与えないよう指導する。</p> <p>③修景緑化方法 「5 その他管理計画作成の目的を達成するために必要な事項（2）②」の修景緑化指針によるよう指導する。</p>
(3) 鉄塔、アンテナ	<p>1. 基本方針 鉄塔、アンテナの新築、増築又は改築に当たっては、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないよう指導する。新築の場合は、事前にその必要性、位置選定の理由及び設置による風致上の支障について検討するよう指導する。 航空障害対策は、赤白塗色ではなく極力標識灯の設置によるよう指導する。また、既存施設で既に塗装しているものは、可能な限り塗り替えの際、標識灯による航空障害対策に切り替えるよう指導する。</p> <p>2. 具体的な取扱方針 ○色彩 外部の仕上げは、灰色又は焦げ茶色のものであること。</p>
(4) 電柱	<p>1. 基本方針 電柱の新築等に当たっては、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないように指導する。新設の場合は、事前にその必要性、位置選定の理由及び設置による風致上の支障について検討するよう指導する。 電力線と電話線が並行する区間は、建て替え等の際に可能な限り共架を図るよう指導する。 主要展望地周辺及び集団施設地区等公園利用上特に重要な場所にあつては、地下埋設化を指導する。</p>

行為の種類	行為許可の取扱いに関する事項
	<p>2. 具体的な取扱方針</p> <p>①設置場所 主要展望地周辺及び集団施設地区等公園利用上特に重要な場所にあつては、主要な展望方向に設置するものでないこと。</p> <p>②色彩 外部の仕上げは、焦げ茶色のものであること。公園利用施設から望見されない場所にあつては、素材色であること。</p>
(5) 砂防・治山施設	<p>1. 基本方針 砂防・治山施設の新築、改築又は増築に当たっては、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないよう指導する。 砂防・治山施設を新設する場合は、事前にその必要性、位置選定の理由及び設置による風致上の支障について検討するよう指導する。</p> <p>2. 具体的な取扱方針</p> <p>○材料、色彩 現地自然石と同種の自然石による石積み仕上げ、自然石を模した化粧型枠仕上げ、又はセメントの明度を下げた工法等であること。ただし、公園利用施設から望見されない場所にあつては、この限りでない。 落石防護柵については、灰色（亜鉛メッキ仕上げを含む。）又は焦げ茶色であること。ただし、公園利用施設から望見されない場所にあつては、この限りでない。</p>
(6) 海岸保全施設、防波堤等	<p>1. 基本方針 海岸保全施設、防波堤等の新築、改築又は増築に当たっては、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないよう指導する。 自然海岸への新築は、既に災害若しくは浸食を受け、又は受けるおそれが極めて大きい場合であつて、他の方法によっては、防災及び海岸環境の保全の目的を達成することができない場合を除き、瀬戸内海国立公園の指定理由である多島海景観に著しく支障を及ぼすことから、極力避けるよう指導する。 なお、新築、改築又は増築する場合は、下記に留意する。</p> <p>①埋立てを伴わないこと。 ②突堤及び離岸堤は可能な限り潜堤とすること。 ③施設の設置によって生じる潮流等の変化が、周辺海岸に著しい支障を及ぼさないことが明らかにされたものであること。</p> <p>2. 具体的な取扱方針</p> <p>○材料、色彩 現地自然石と同種の自然石による石積み仕上げ、自然石を模した化粧型枠仕上げ、又はセメントの明度を下げた工法等であること。ただし、公園利用施設から望見されない場所にあつては、この限りでない。</p>

行為の種類	行為許可の取扱いに関する事項
(7) 自動販売機	<p>1. 基本方針</p> <p>道路沿線の風致に著しい支障を与えることから、道路脇に単独で設置しないよう指導する。また、自動販売機の側に空き缶入の施設を設置するなど、空き缶の回収が適正に行われるよう指導する。</p> <p>2. その他指導の留意点</p> <p>建築物に併設する場合は、次の要件に配慮するよう指導する。</p> <p>①設置方法</p> <p>設置場所は軒下とし、かつ、建築物壁面と同一面に収まるよう設置されたものであること。壁面と同一面に収めることが不可能な場合には、木材等の化粧板で覆う等、修景に配慮されたものであること。</p> <p>②色彩</p> <p>建築物と調和のとれた色彩であること。</p>
2. 木竹の伐採	<p>1. 基本方針</p> <p>国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について（昭和34年11月9日国発第643号）」及び「自然公園区域内における森林の施業について（昭和48年8月15日環自企第516号）」を基本とし、地域の風致に配慮した施業とする。</p> <p>木竹の伐採は、良好な照葉樹林又は地域を特徴づける貴重な野生動植物の生息・生育地及びその周辺での伐採は極力避け、また、極力皆伐を避けるよう指導する。</p>
3. 広告物等の掲出、設置又は表示	<p>1. 基本方針</p> <p>国立公園の風致及び快適な利用環境を守るため、広告物の設置に当たっては、できる限り木材等の自然素材を使用し、複数設置する場合はできる限り統合するよう指導する。また、営業用の商品広告及び営業地外での社名広告（いわゆる野立広告物）を設置しないよう指導する。関係機関と協力して、違反広告物の追放を図る。</p> <p>2. 具体的な取扱方針</p> <p>広告物の設置に当たっては、意匠、色彩が周辺の風致と調和するよう、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>①自然公園法施行規則第11条第19項第1号に規定する広告物等及び同条同項第3号に規定する案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し、若しくは解説するもの等</p> <p>ア 表示板は、白色系、焦げ茶色又は黒色系を基調とするものであること。</p> <p>イ 支柱は、暗灰色系（亜鉛メッキ仕上げ）、焦げ茶系又は木材等自然素材の色彩であること。</p> <p>②自然公園法施行規則第11条第19項第2号に規定する広告物等及び同条同項第3号に規定する指導標等</p> <p>ア 表示板に記載する矢印は赤色系、文字は白色系であること。</p> <p>イ 表示板は、焦げ茶系又は木材等自然素材の色彩であること。支柱は、暗灰色系（亜鉛メッキ仕上げ）、焦げ茶色系又は木材等自然素材の色彩であること。</p> <p>③自然公園法施行規則第11条第19項第4号及び同条同項第5号に規定する広告物等建築物の外壁に掲示する看板類については、上記①及び②に準ずるものであること。</p>

行為の種類	行為許可の取扱いに関する事項
4. 水面(海面)の埋立て又は干拓	<p>1. 基本方針</p> <p>貴重な野生動植物の生息・生育地内での行為は極力避けるとともに、やむを得ず生育地内で行う場合は、その分断等、行為による影響を考慮し、代替措置を講ずるよう指導する。</p>

(2) 公園事業の取扱いに関する事項

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領の全部改正について（平成17年10月1日付け環自国発第051001001号自然環境局長通知）」（以下「事業取扱要領」という。）によるほか、下記の公園事業の取扱いに関する事項による。

公園事業の種類	公園事業の取扱いに関する事項
1. 道路（車道）	<p>1. 基本方針</p> <p>車道の路線の選定に当たっては、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないように指導する。また、貴重な野生動植物の生息・生育地内での行為は極力避けるとともに、やむを得ず生息・生育地内を通過する場合は、その分断等、行為による影響を考慮し、代替措置を講ずるよう指導する。</p> <p>2. 具体的な取扱方針</p> <p>道路の新築、改築又は増築に当たっては、周辺の自然景観及び人文景観を損なうことがないよう以下の要件に適合するものであること。</p> <p>①法面の処理</p> <p>道路法面の処理に当たっては、緑化を行うものであること。法面の処理に伴う緑化に当たっては、「5 その他管理計画の目的を達成するために必要な事項（2）②」の修景緑化指針によるよう指導する。</p> <p>ただし、緑化のみでは交通安全上又は防災上の安全性が確保できない場合は、以下のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 擁壁工、法枠工等の構造物を使用する場合は、緑化工と併用するものであること。</p> <p>イ モルタル吹付けを使用する場合は、セメントの明度を下げるか、ツル性植物等により緑化を行うものであること。（ただし、公園利用施設から望見されない場合に限る。）</p> <p>②落石防護柵及び落石防護ネットの色彩</p> <p>灰色又は焦げ茶色のものであること。</p> <p>③擁壁</p> <p>現地自然石と同種の自然石による石積み、自然石を模した表面仕上げ、又はセメントの明度を下げた工法等により風致上の支障の軽減を図ったものであること。</p> <p>ただし、公園利用施設（展望施設、休憩所、ベンチ、園路及び広場等）から望見されない場所にあつては、この限りでない。</p> <p>④交通安全柵</p> <p>交通安全上の問題がない限りガードケーブルとし、色彩は灰色又は焦げ茶色であること。ガードレールを使用する場合も、灰色又は焦げ茶色であること。ただし、公園利用施設から望見されない場所及び路上からの風致に配慮する必要のない場所にあつては、この限りでない。</p> <p>⑤廃道敷及び工事跡地の整理</p> <p>道路改良等に伴い生じた廃道敷及び工事跡地は、待避所等に活用される場合を除き、可能な限り修景緑化を行うものであること。ただし、公園利用施設から望見されない場合及び路上からの風致に配慮する必要のない場合は、この限りではない。</p> <p>⑥残土処理方法</p> <p>工事の施行により発生した残土は、国立公園外に搬出し、適切に処理するものである</p>

	こと。ただし、国立公園内において許認可を受けて行われる他の工事に流用する場合にあっては、この限りでない。
--	--

公園事業の種類	公園事業の取扱いに関する事項
	<p>3. その他指導の留意点</p> <p>①廃道敷及び工事跡地の整理 公園利用施設から望見されない場合及び路上からの風致に配慮する必要のない場合は、可能な限り緑化を行うよう指導する。</p> <p>②付帯施設の取扱い</p> <p>ア 道路の付帯施設である園地、休憩所、展望施設、駐車場、トイレ等は必要最小限とし、設置する場合は、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しく支障を与えないよう留意する。</p> <p>イ 案内板等の掲出、設置又は表示を行う場合は、周辺の風致と調和し、規模を必要最小限のものとするよう留意する。</p> <p>ウ 建築物の意匠、色彩は、3. 宿舎に準ずるよう指導する。</p> <p>③修景緑化方法 「5 その他管理計画作成の目的を達成するために必要な事項(2)②」の修景緑化指針によるよう指導する。</p> <p>④通景の確保 主要な展望地で優れた眺望対象が眺望できる箇所については、樹木で視界が遮られないよう適宜枝払い、抜き切り等を行い、通景の確保に配慮する。</p> <p>⑤管理運営方法 くずかご、吸い殻入れは十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。また、危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。</p>
2. 道路（歩道）	<p>1. 基本方針 人と自然のふれあいを高めることを目的とした歩道を整備するものとし、整備に当たっては利用者の安全及び浸食防止等に配慮する。</p> <p>2. その他指導の留意点</p> <p>①付帯施設の取扱い</p> <p>ア 園地、休憩所、展望施設、駐車場、トイレ等の付帯施設は必要最小限とし、設置する場合は、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しく支障を与えないよう留意する。</p> <p>イ 案内板等は、利用性及び管理面を考慮した上で適切に配置し、周辺の自然と調和した意匠とする。</p> <p>ウ 建築物の意匠、色彩は、3. 宿舎に準ずるよう指導する。</p> <p>②通景の確保 主要な展望地で優れた眺望対象が眺望できる箇所については、樹木で視界が遮られないよう適宜枝払い等を行い、通景の確保に配慮する。</p>

公園事業の種類	公園事業の取扱いに関する事項
	<p>③管理運営方法 くずかご、吸い殻入れは十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。また、危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。</p> <p>④四国自然歩道 整備に当たっては、標識類の意匠及び説明内容の統一を図る。また車道との共用部、横断部等には注意標識を設け、通行上の安全を図る。</p>
3. 宿 舎	<p>1. 基本方針 宿舎は、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないよう留意する。</p> <p>2. 具体的な取扱方針 宿舎事業として判断する基準は、次のとおりとする。</p> <p>①営業形態 宿舎事業は、通年営業を行うものであること。</p> <p>②収容力及び建物の規模 宿泊収容力が30人／日以上のものであること。建物の規模は、地上部3階建て以下とする。なお、既に3階建てを超えているものについては、建て替えのための新築又は増改築の際、既存階数を超えないものとする。</p> <p>②屋根（傾斜パラペットを含む。）の色彩 焦げ茶色、黒色又は暗灰色であること。ただし、銅板葺、自然材料を使用した屋根とする場合は、素材色であること。</p> <p>③外壁の色彩 茶系、灰色系又はベージュ系色であること。</p> <p>3. その他指導の留意点</p> <p>①意匠は、奇抜なものを避け、落ちついた外観とするよう指導する。</p> <p>②屋根の形態 屋根の形態は、切妻、寄棟又は入母屋型の勾配屋根とし、屋根勾配は10分の3以上のものでありかつ、著しい急勾配のものでないこと。ただし、既存建築物の増改築であって、上記勾配屋根とすることが困難と認められるものにあつては、屋根を傾斜させる等既存建築物とデザインの調和を図るよう指導する。同一敷地内の母屋付帯の車庫、倉庫等の小規模な建築物であっても、可能な限り勾配屋根にするよう指導する。</p> <p>③修景緑化方法 「5 その他管理計画作成の目的を達成するために必要な事項（2）②」修景緑化指針によるものであるよう指導する。</p> <p>④付帯施設の取扱い 駐車場及び浄化槽を設置する場合は、各施設の収容力に応じた適切な規模を確保すること。テニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和57年5月7日環自保第138号保護管理課長通知）による。</p>

公園事業の種類	公園事業の取扱いに関する事項
4. 園地	<p>1. 基本方針</p> <p>展望地、海浜、樹林地等の各地区の特性に応じた園地の整備及び管理を行い、風景観賞、自然探勝、散策、ピクニック等、人と自然とのふれあいを高めるよう配慮する。施設の規模は必要最小限とし、周辺の自然と調和したデザインとする。特に展望地においては、防護柵、案内板等の標識類が展望を阻害することのないよう、設置について十分配慮する。</p> <p>2. その他指導の留意点</p> <p>①付帯施設の取扱い</p> <p>ア 休憩所、展望施設、駐車場、トイレ等の付帯施設は、利用性及び管理面を考慮し、適切に配置する。</p> <p>イ 自然に対する理解を深めるとともに、利用の効果を高めるため、案内板、解説板、指導標等を適切に配置し、必要な箇所には外国語を併記する。</p> <p>ウ 展望施設（展望台、展望休憩所等）の特別な用途を除き、建築物の構造等は3. 宿舎に準ずるよう指導する。</p> <p>②通景の確保</p> <p>主要な展望地で優れた眺望対象が眺望できる箇所については、樹木で視界が遮られないよう適宜枝払い、抜き切り等を行い、通景の確保に配慮する。</p> <p>③管理運営方法</p> <p>くずかご、吸い殻入れは十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。設置の際はごみが飛散しないよう対策を講じること。また、危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。</p>
5. 野営場	<p>1. 基本方針</p> <p>海浜地、山間部等各地区の特性に応じた整備及び管理を行い、自然探勝、海浜利用等を通じて人と自然とのふれあいを高めるよう配慮する。</p> <p>2. その他指導の留意点</p> <p>①付帯施設の取扱い</p> <p>ア 付帯施設については、環境衛生面及び管理面を考慮し、適切に配置する。また、既存施設についても、快適な環境が保持できるよう配慮する。</p> <p>イ 建築物の意匠、色彩は、3. 宿舎に準ずるよう指導する。</p> <p>②管理運営方法</p> <p>ア 本地域は山火事が多いため、利用に伴う火気に十分注意するよう利用者を啓発する。</p> <p>イ くずかご、吸い殻入れは十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進すること。設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。</p> <p>ウ 危険木、枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。</p>

公園事業の種類	公園事業の取扱いに関する事項
6. 駐車場	<p>1. 基本方針</p> <p>自然とのふれあいを促進するため、安全で快適な駐車場を整備する。</p> <p>2. その他指導の留意点</p> <p>①付帯施設の取扱い</p> <p>ア 付帯施設については、利用性や管理面を考慮した場所へ適正に配置する。</p> <p>イ 建築物の意匠、色彩は、3. 宿舎に準ずるよう指導する。</p> <p>②管理運営方法</p> <p>ア 危険木、枯損木の処理を行う等安全管理の徹底を図る。</p> <p>イ くずかご、吸い殻入れは十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。</p>

(3) 施設計画及び公園事業執行状況一覧

(平成18年4月1日現在)

施設計画名	執 行 事 業 名	未 執 行 事 業 名
東 予 集団施設地区 (今治市、西条市)	桜井海岸園地 東予園地 東予宿舎 東予休暇村休憩所	東予休暇村給水施設 東予休暇村駐車場 東予休暇村係留施設
近見山 集団施設地区 (今治市)	近見山給水施設	近見山宿舎 近見山園地
姫 原 集団施設地区 (松山市)	姫原園地 姫原野営場 姫原道路 (歩道) 中島大串海岸線道路 (車道)	中島大串海岸休憩所
園 地	高戸山 (松山市) 鹿島 (松山市) 波止浜 (今治市) 糸山 (今治市) 笠松山 (今治市) 塔ノ峰 (今治市) 鷺島山 (今治市) 龜老山 (今治市) 開山頂上 (今治市) 榑山 (今治市) 鷲ヶ頭山 (今治市) 観音崎 (今治市) 法王ヶ原 (上島町) 立石山 (上島町) 積善山 (上島町) 佐田岬 (伊方町)	犬吠山頂上 小富士頂上 御手洗 経ヶ森 歌崎 泰ノ山 城ノ鼻 岡鼻 皿山頂上 ホウ崎 旗山頂上 からも 神の山頂上 アラレ高地 小島 唐子浜 宝殿山頂上 御串山 横島 白井田山 三山頂上 金山 横峯頂上 絵基
宿 舎	法王ヶ原 (上島町) 糸山 (今治市)	越道 金山 鹿島
野営場		御手洗 ヌカバ 鴨池 道下 入日滝 佐田岬
駐車場	笠松山 (今治市)	
道路 (車道)	桜井海岸線 (今治市・西条市) 糸山線 (今治市) 近見山登山線 (今治市)	経ヶ森線 孫兵衛作線 笠松山線

道路（歩道）	笠松山線（今治市） 正味名駒線（今治市） 宮浦鷺ヶ頭山線（今治市） 四国自然歩道線（今治市） 桜井海岸線（今治市）	とまりいぬぼうせん きょううがもりとぎんせん おおいうらうたぎきせん 泊犬吠線 経ヶ森登山線 大浦歌崎線 こうのららのやません のぐつしめうたいせん 神浦泰ノ山線 野忽那周廻線ホウ崎周廻線 港からも線 港アラレ線 糸山線 はしはまなみかたせん あさくらくすなわせん おおすみほなせん 波止浜波方線 朝倉楠河線 大角鼻線 ひらきやません ほこきんとぎんせん みわかせん かくしやません 開山線 宝股山登山線 道下線 御串山線 おしがとうやません かんのおんぎきせん うおしません 鷺ヶ頭山線 観音崎線 魚島線 かみゆげくいらせん たていしやません ききせんやません 上弓削鯨線 立石山線 積善山線 しやうのさだみきせん 高部近見山線
--------	---	--

施設計画名	執 行 事 業 名	未 執 行 事 業 名
運輸施設 （係留施設）		ゆらこう まつやまこう かしま おしま きだみきき 由良港 松山港 鹿島 小島 佐田岬

※道路(車道)及び(歩道)と(係留施設)以外の()書きは執行事業の所在地